

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2022. 11. 2**☆

60 歳からの人生を準備する

【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

老後も加入しておく保険？

～こんなこと相談してもいいのシリーズ、その 3～

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆*****通算第 520 号*****☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

*:**

- ◆ 今週のテーマ

老後も加入しておく保険？

～こんなこと相談してもいいのシリーズ、その 3～

*:**

「こんな相談をしてもいいですか？」
と、心配しながら相談にみえる方がいます。

その相談内容には、
早急に対応が求められるケースがあります。

また、ほかの相談を受けて一段落したときに、
日頃から疑問に思っていたからと、
相談を受けることもあります。

今回は、
老後の生活を過ごすときも、
加入しておく保険と

加入しておいてもいい保険について、よく相談をいただきますので、その疑問についてお答えいたします。

今回の記事の構成は次の通りです。

1. 加入しておく保険
 - 1-1. 自動車保険
 - 1-2. 自転車損害賠償責任保険等
 - 1-3. 火災保険など損失補填してくれる保険
2. 加入しておいてもいい保険
 - 2-1. 死亡保険
 - 2-2. 医療保険などそのほかの保険
3. 保険に加入する目的

なお、2. 加入しておいてもいい保険には、その方の状況によって、加入しておく保険にもなります。

1. 加入しておく保険

加入しておく保険とは、保険に加入しておくことで、

万が一、自分の貯蓄や資産を売却しても、到底支払うことのできない多額の損失を「補償」してくれる損害保険です。

1-1. 自動車保険

たとえば、自動車の運転中に事故を起こした時、損害補償をしてくれる自動車任意保険です。

車を所有する人は、原付バイクを含め、「自賠責保険（強制保険）」に加入することが、

義務付けられています。

しかし、自賠責保険は、
被害者を救済することが目的の保険で、
対人事故の場合のみ、
被害者に一定の範囲内の保険金が、
支払われるのみです。

この自賠責保険を補うために、
任意の自動車保険に加入することは必須です。

なお、電動キックボードは、原動機付自転車等
(原付バイク)に該当しますので、
自賠責保険への加入が必要です。

1-2. 自転車損害賠償責任保険等

自転車に乗って事故を起こして、
相手を死傷させた時の補償として
自転車損害賠償責任保険等に加入すべきです。

この補償は、個人賠償責任保険や
自動車の任意保険、火災保険、
傷害保険などの特約として、
付帯されていることもあります。

そこで、加入中の保険に付帯されているか、
またいくら補償されるか確認してください。

歳をとって、車に乗るのをやめて、
自動車の任意保険も解約したあとも、
自転車には乗るときは、

あらためて、現在加入している保険に、
自転車損害賠償責任保険等の補償が、
付帯されているかを確認して、
対応することが大切です。

なお、この保険は都道府県や政令指定都市で、
加入を義務づける条例が制定されています。

1-3. 火災保険など損失補填してくれる保険

万が一、自宅が火事の補償として、
火災保険への加入は、
住居を確保するためにも必要です。

火災保険には、家財や台風などの被害で、
傷んだ家屋を修繕する特約などもあり、
必要に応じて特約に加入しておいても、
いいでしょう。

また、火災保険だけでは補償されない
地震保険も加入しておいた方がいいです。
なお、地震保険は単独では加入できず、
火災保険といっしょに加入します。

賃貸住宅に住んでいる方は、
万が一、火災を起こした時などのために、
入居時に不動産仲介業者などから、
借家人賠償責任保険への加入が
勧められます。

補償の内容を確認して、
加入しておくことも必要です。

損害保険は、上述のほかにも個々の生活で、
必要とする補償を補ってくれる保険です。

たとえば、海外旅行にいくときの、
海外旅行傷害保険などです。

つまり、損害保険には、
年齢には関係なく、

必要な時の必要な補償額分は、
加入しておくべきということです。

2. 加入しておいてもいい保険

すでに、上述の損害保険の内容でも、
特約の部分については、
加入しておいても、
加入しなくてもいい保険に、
該当する方もいるでしょう。

反対にこれからお話しする保険商品が、
加入しておく保険に当たる方も
いると思います。

この章では、
主に死亡保険について、
お話をいたします。

2-1. 死亡保険

老後の生活で、
死亡保険に加入する目的は、
主に2つです。

1つ目は、亡くなったことで必要になる、
葬式や法事といった費用や、
また、人によっては、
今まで営んできた事業をやめる費用です。

これらの費用のことを整理資金といいます。

2つ目は、相続の資金のためです。

1つ目の「整理資金」は、
亡くなることで必要になる費用が、

貯蓄などで賄うことできない金額分を、
死亡保険の保険金で賄います。

また、2つ目の「相続の資金のため」とは、
生命保険の保険金を、相続の対策の費用として、
利用するためです。

たとえば、生命保険などの死亡保険金を
相続人（配偶者や子ども）が受取るとき、
その生命保険の保険料の全部または一部を
被相続人（亡くなった本人）が、
支払っていれば、相続税の課税対象になります。

しかし、この死亡保険金の
 $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{非課税限度額}$
となります。
そして超える部分が、
相続税の課税対象額になります。

つまり、相続税納付の節税対策として、
生命保険に加入するのです。

相続税の節税対策のほかにも、

複数の子どもがいる家庭で、
子どもに相続する資産が持家のみ、
その親の持家（実家）は、
長男が相続して長男家族が住むなら、

ほかに子どもには死亡保険金で、
子どもたちに、
均等な相続をする対策の手段となります。

2-2. 医療保険などそのほかの保険

医療保険については、
私たち日本の国民は、

生涯、健康保険に 40 歳以上は介護保険にも
に加入して、保険料を毎月納付しています。

この保険を補うために加入するのは、
民間の「医療保険」です。

この健康保険は、
所得や年齢などに応じてかかった医療費の
3 割、2 割、1 割を支払えばいい制度です。

また、「高額療養費」という制度もあります。

この制度は、収入や所得によって、
1 カ月間の医療費の自己負担額が、
高額になった場合、
一定の金額（自己負担限度額）までを、
支払えばいい制度です。

詳しくは、厚生労働省の PFF

[「高額療養費制度を利用される皆さまへ」](#)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000333279.pdf>
をご覧ください。

繰り返しになりますが、
民間の医療保険には、
健康保険を補う必要のある方は
補う部分に加入すればいいのです。

介護保険対象の保険商品でも、
同じことが言えます。

3. 保険に加入する目的

このように、保険に加入する目的は、
自身の収入や貯蓄、資産では、
賄いきれない、

万が一の時の損害を補償するためや、生活を保障するためです。

また、保険商品に加入するには、保険料の支払いが必要になります。必要以上の補償、保障の保険に加入すれば、その分、保険料の負担も増えます。

従って、保険に加入するのであれば、自分に適した分の保険商品だけに、加入すればいいのです。

老後の生活で、加入しておく保険商品は限られているようです。

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 今週のポイント

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

保険商品に支払う保険料は、

老後の生活費に、

負担がかかる場合があります。

今まで長い期間加入していても、

不要なものは、

解約すべきです

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

◆ 編集後記

..*.*.*.*.*.*.*.*.*

「安心」を得るために

保険に加入する方もいます。

高額な支払いに納得するのではなく、

適正な価格と内容の保険に加入することを

納得すべきでしょう！

:

◆「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 19 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ (FP) 協会 CFP (R) 認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士 (資産設計提案業務)
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ (名古屋テレビ) 「UP!」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない!
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、三重県、首都圏や関西にもリモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員 (R)」は、他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします
E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野 FP 事務所合同会社
公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
